

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和7年（2025年）2月26日（諮問第34号）

答申日：令和8年（2026年）3月27日（答申個第29号）

事案名：騒音問題に係る知事への直行便に関する保有個人情報を訂正しない決定に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、騒音問題に係る知事への直行便への回答に関する資料に記載された審査請求人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、令和6年（2024年）3月27日に行った不訂正決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 諮問等に至る経過

- 1 令和6年（2024年）3月11日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第90条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、別途保有個人情報開示請求により開示を受けた行政文書（全25頁）のうち、別表の「Ⅰ訂正請求箇所」の欄に記載された箇所について、別表の「Ⅱ訂正請求内容」の欄に記載のとおり訂正することを求める訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- 2 令和6年（2024年）3月27日、実施機関は、訂正請求箇所について、「事実ではなく評価や判断の内容であり、訂正請求の対象外であるため」として、その全部を訂正しないという本件処分を行った。
- 3 令和6年（2024年）7月1日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して本件処分を不服とする審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和7年（2025年）2月26日、実施機関は、本件審査請求に対する裁決を行うに当たり、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「当審議会」という。）に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

「訂正をしない旨の決定を取り消す。」との裁決を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人の本件審査請求の理由は、審査請求書等によると、おおむね次のとおりである。

実施機関は、「事実ではなく評価や判断の内容については、訂正請求の対象外であるため」訂正はしないとしている。審査請求人が訂正を請求する個人情報には「熊本県の機関等による個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」の法第90条第1項関係3にあるただし書「評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等」に該当するものや「事実」と認定できるものがあるため、決定は不当である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書及び説明聴取によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書の要旨

訂正請求の対象は「事実」であり、氏名、住所、年齢、生年月日、家族構成等の客観的な正誤の判定になじむ事項をいい、「評価や判断」は個人情報の内容だけでなく、様々な要素を勘案してなされたものであり、「評価や判断」のように、客観的な正誤の判定になじまない事項については、訂正請求の対象とすることはできない。

本件処分については、訂正請求の内容がいずれも上記「事実」に該当せず、訂正請求の対象とならないため、訂正しない旨の決定をしたものである。

2 審議会における説明聴取の要旨

(1) 訂正請求対象情報該当性について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が提出した知事への直行便への回答にあたり、実施機関が作成等を行い、かつ、実施機関が保有している文書中に記載されている情報である。また、当該文書は、実施機関が令和5年（2023年）12月6日付けで行った保有個人情報開示決定により、審査請求人に係る保有個人情報として特定・開示した文書であるので、法第90条第1項第1号に該当する。

(2) 訂正の要否について

別表記載の訂正請求箇所1ないし9の各箇所について、法第90条第1項に基づく訂正請求の対象となる「事実」に該当しないと判断した理由は以下のとおりである。

- ア 訂正請求箇所1は、特定市に事務処理を確認し、実施機関が行った判断であるため、事実に該当しないことから法第90条第1項に該当しないと考える。
- イ 訂正請求箇所2は、公害等調整委員会の裁定に基づき、実施機関が行った判断であるため、事実に該当しないことから法第90条第1項に該当しないと考える。
- ウ 訂正請求箇所3は、特定市の事務処理について、実施機関が行った判断であるため、事実に該当しないことから法第90条第1項に該当しないと考える。
- エ 訂正請求箇所4は、実施機関と審査請求人との間で「事前」の認識に相違があるものであり、当該箇所を記載した担当職員の審査請求人に対する評価に関する情報のため、法第90条第1項に該当しないと考える。
- オ 訂正請求箇所5は、実施機関が特定市と合同で実施した現場確認の結果を踏まえて行った実施機関の判断を記載したものであり、事実に該当しないことから法第90条第1項に該当しないと考える。
- カ 訂正請求箇所6は、実施機関が特定市に対し、どのような対応を行ったのか、電話で確認した事務処理の内容を記載したものである。審査請求人は「実態と言葉の使い分けの意味を追加」するよう請求しているが、当該箇所の内容の誤りを指摘するものではなく、審査請求人の意図する情報の追加を求める趣旨であり、客観的な正誤の判定になじまないため法第90条第1項に該当しないと考える。
- キ 訂正請求箇所7は、特定市の事務処理について、実施機関が行った判断であるため、事実に該当しないことから法第90条第1項に該当しないと考える。
- ク 訂正請求箇所8は、上記カと同様、実施機関が特定市に対し、事務処理について電話で確認した内容を記載したものである。審査請求人は「実態と言葉の使い分けの意味を追加」するよう請求しているが、当該箇所の内容の誤りを指摘するものではなく、審査請求人の意図する情報の追加を求める趣旨であり、客観的な正誤の判定になじまないため法第90条第1項に該当しないと考える。
- ケ 訂正請求箇所9は、上記カ及びクと同様、実施機関が特定市に対し事務処理について電話で確認した内容を記載したものである。審査請求人は「結論を追加」するよう請求しているが、当該箇所の内容の誤りを指摘するものではなく、実施機関の判断や考え方の追加を求める趣旨であり、客観的な正誤の判定になじまないため法第90条第1項に該当しないと考える。

第5 当審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件訂正請求について

本件対象保有個人情報、審査請求人が提出した知事への直行便に対応するため、実施機関が作成した回答文書並びにこれに付随して作成された関係課への経緯説明資料及び内部調整メール等に記載された保有個人情報である。

本件訂正請求では、審査請求人は、別表のとおり訂正請求箇所1ないし9の各箇所について訂正を求めているところ、実施機関はその全部について、法第90条第1項に規定する訂正請求権の対象外であることを理由として本件処分を行っていることから、以下、審査請求人が訂正を求める各箇所の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求に係る根拠規定（法第90条第1項）

法第90条第1項は、何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと料するときは、当該保有個人情報の訂正を請求することができる旨を規定している。なお、法における訂正請求権制度のねらいは、保有個人情報の内容の正確性を向上させることにより、誤った個人情報の利用に基づき誤った評価・判断等が行われることを防止しようとするものであり、訂正請求の対象は客観的な正誤の判定になじむ「事実」に限られ、「評価・判断」の内容については、訂正請求の対象外である（熊本県の機関等による個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準）。

3 本件処分の妥当性について

（1）訂正請求対象情報該当性について

別表に掲げる訂正請求箇所1ないし9は、第2の1のとおり、審査請求人が法に基づく保有個人情報開示請求により実施機関から開示を受けた保有個人情報であることから、法第90条第1項第1号にいう保有個人情報に該当する。

（2）訂正の要否について

ア 訂正請求箇所1は、審査請求人が提出した知事への直行便に対し、実施機関が作成した回答文書に記載された情報である。当該箇所は、知事への直行便において記載されていた、特定市の事務処理について、実施機関から特定市へ地方自治法（昭和22年法律第67号。）第252条の17の4に基づく是正の要求を行ってほしいとの審査請求人の主張に対する回答である。

審査請求人は、審査請求書において、「『適切に実施されていたか否か』は客観的事実である」として当該箇所を削除するよう求めているが、当該

箇所は、実施機関が特定市に確認した内容を踏まえ、特定市の事務処理について「適切に実施されていた」と評価・判断した内容を記載したものと認められる。

審査請求人の訂正請求の対象は、判断の相当性に関するものであり、法第90条第1項に基づく訂正請求の対象である「事実」には該当しない。

イ 訂正請求箇所2は、上記アと同様、実施機関が作成した回答文書に記載された内容であり、知事への直行便において記載されていた騒音被害に対する回答である。

審査請求人は、「公害等調整委員会の裁定以外の別の判断根拠が必要」として別の判断理由に訂正すべきと主張しているが、当該箇所は、公害等調整委員会の裁定に基づき、騒音被害が熊本県生活環境の保全等に関する条例（昭和44年熊本県条例第23号。）第48条第1項に規定する改善勧告の要件に該当しないと実施機関が評価・判断した内容であり、実施機関が当該裁定を判断根拠としたことも含め、実施機関の評価・判断を記載したものと認められる。

審査請求人の訂正請求の対象は、判断の根拠又は判断の相当性に関するものであり、法第90条第1項に基づく訂正請求の対象である「事実」には該当しない。

ウ 訂正請求箇所3は、上記ア及びイと同様、実施機関が作成した回答文書に記載された内容であり、知事への直行便において記載されていた、特定市の事務処理について実施機関から特定市へ地方自治法第252条の17の4に基づく是正の要求を行ってほしいとの審査請求人の主張に対する回答である。

審査請求人は、審査請求書において、「熊本県生活環境の保全等に関する条例等の熊本県が管理する条例が判断材料になっていない」ことを理由として、当該箇所を訂正請求箇所1及び2の訂正によって変更になる内容に訂正すべきと主張しているが、当該箇所は、上記ア及びイに係る判断を踏まえ、特定市の事務処理が地方自治法同条に基づく是正の要求に該当しないという最終的な実施機関の評価・判断を記載したものと認められる。

審査請求人の訂正請求の対象は、判断の相当性に関するものであり、法第90条第1項に基づく訂正請求の対象である「事実」には該当しない。

エ 訂正請求箇所4は、知事への直行便への回答文書作成にあたり、実施機関内部の担当者間でやり取りしたメールに記載された内容であり、実施機関の担当職員が、審査請求人に関し「来課の際に事前の連絡はほぼなく」と記載したものである。

審査請求人は、訂正請求書及び審査請求書において、「審査請求人はまず当日の都合を聞き、都合が悪ければ別日にするという意識で、来課の際

7回中6回は全て事前に電話連絡/約束をした上で訪問している。」と主張し、当該箇所を削除するよう求めている。

しかしながら、当該箇所は、事前連絡の回数等の客観的事実を記載したのではなく、担当職員が審査請求人からの事前連絡の状況について自らの認識と評価を記載したものであるといえ、当該職員の評価・判断に含まれるものと解される。

審査請求人の訂正請求の対象は、判断の相当性に関するものであり、法第90条第1項に基づく訂正請求の対象である「事実」には該当しない。

オ 訂正請求箇所5は、知事への直行便への回答文書の作成にあたり、実施機関が関係課へ報告するために作成した経緯説明資料に記載された内容である。

審査請求人は、審査請求書において、「評価した行為はあるが、評価に用いられたデータがない」として、客観的情報を追加するよう求めている。

しかしながら、当該箇所は、審査請求人から相談のあった騒音被害について、実施機関が特定市と合同で現場確認を行い、その結果を踏まえて、「周辺の生活環境が損なわれるような状況は認められなかった。」とした実施機関の評価・判断を記載したものと認められる。

審査請求人の訂正請求の対象は、判断の根拠又は判断の相当性に関するものであり、法第90条第1項に基づく訂正請求の対象である「事実」には該当しない。

カ 訂正請求箇所6及び8は、上記オと同様、実施機関が関係課へ報告するために作成した経緯説明資料に記載された内容であり、特定市が審査請求人からの相談内容に対しどのような対応を行ったかについて、実施機関が特定市に電話で確認した内容を記載したものである。

審査請求人は、訂正請求書において、「騒音被害は『原則』ではなく、『実態』で判断されるものであるから、県に対して『実態』の説明が必要。また、『早朝は指導で対処する』であるのに、夜間は『指導』ではなく『要請』となることの説明もない。」として、騒音被害の「実態」の説明の追加及び「指導」と「要請」の言葉の使い分けの意味の追加を求めている。

しかしながら、審査請求人の主張は、当該箇所の内容の誤りを指摘するのではなく、特定市から実施機関への連絡内容に、審査請求人の意図する情報の追加を求める趣旨と解されるところ、訂正請求制度は、行政文書に記載されている保有個人情報の内容が「事実でない」場合に訂正を求めるものであり、審査請求人の意図する情報が記載されていないことをもって記載されていない事項の追加を求めるものではない。

よって、当該請求は法第90条第1項で予定されている訂正請求の対象には当たらず、当該訂正請求は認められない。

キ 訂正請求箇所7について、上記オ及びカと同様、実施機関が関係課へ報告するために作成した経緯説明資料に記載された内容であり、当該箇所は、知事への直行便において記載されていた、騒音被害及び特定市の事務処理について実施機関から特定市へ地方自治法第252条の17の4に基づく是正の要求を行ってほしいという審査請求人の主張に対する実施機関の判断を記載したものである。

審査請求人は、記載されている判断材料とは別の判断材料による考察が必要であるとして、当該箇所を適正な判断に訂正すべきと主張している。

しかしながら、当該箇所は、上記イ及びウと同様、実施機関が特定市の事務処理について評価・判断した内容であり、実施機関が特定市への確認及び公害等調整委員会の裁定を判断の根拠としたことも含めて、実施機関の評価・判断を記載したものと認められる。

審査請求人の訂正請求の対象は、判断の根拠又は判断の相当性に関するものであり、法第90条第1項に基づく訂正請求の対象である「事実」には該当しない。

ク 訂正請求箇所9は、上記オ、カ及びキと同様、実施機関が関係課へ報告するために作成した経緯説明資料に記載された内容であり、当該箇所は、上記カと同様、実施機関が特定市に審査請求人への対応について電話で確認した内容を記載したものである。

審査請求人は、訂正請求書において、「特定市が『改善勧告』の『要件に該当しないと考える』ことにより指導をしないことを、熊本県生活環境の保全等に関する条例を誠実に運用することと捉えているのかの説明がなければ、県の判断材料としては不十分。」として、当該箇所に結論を追加することを求めている。

しかしながら、審査請求人の主張は、当該箇所の内容の誤りを指摘するものではなく、特定市による実施機関への連絡内容を踏まえた実施機関の判断を新たに追加して欲しいという趣旨であると解されるところ、訂正請求制度は、行政文書に記載されている保有個人情報の内容が「事実でない」場合に訂正を求めるものであって、審査請求人の意図する情報が記載されていないことをもって記載されていない事項の追加を求めるものではない。

よって、法第90条第1項で予定されている訂正請求の対象には当たらず、当該訂正請求は認められない。

ケ 以上のことから、本件訂正請求における訂正請求箇所1ないし9全てについて、法第90条第1項に規定する訂正請求の対象に該当しないことから、本件処分において不訂正とした実施機関の決定は、妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の上記判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和7年（2025年） 2月26日	・ 諮問（第34号）
令和8年（2026年） 1月13日	・ 審議
令和8年（2026年） 2月10日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和8年（2026年） 3月10日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会第1部会

部会長 大日方 信春

委員 伊豆野 和代

委員 竹本 正盛

別表

No	I 訂正請求箇所		II 訂正請求内容	III 文書名
1	3 頁:5 行目～ 6 行目	このため、特定市に事務処理状況を確認しましたところ、現地調査や改善指導等は適切に実施されていました。	削除	① 知事への直 行便への回答 文書
2	3 頁:6 行目～ 10 行目	また、(中略)公害等調整委員会の裁定においても、騒音による被害が「一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものとは認められない」とされていることから、県としては、「熊本県生活環境の保全等に関する条例第 48 条第 1 項に規定する『周辺の生活環境がそこなわれる』と認める状況ではない」と判断しました。	別の判断理由に 訂正 (公害等調整委員会の裁定以外の別の判断根拠が必要)	
3	3 頁 : 11 行目 ～13 行目	したがって、特定市の事務処理については、地方自治法第 252 条の 17 の 4 第 1 項に規定する「法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとき」に該当する事項はないと考えております。	No1・No2 の訂正 によって変更になる内容に訂正	
4	7 頁 : 下から 19 行目/9 頁: 下から 6 行目	来課の際に事前の連絡はほぼなく	削除	② 実施機関内部における調整メール
5	11 頁 : 令和 4 年 9 月 : 6 行 目～7 行目	騒音についても周辺の生活環境が損なわれるような状況は認められなかった。	客観的情報 (評価に用いられたデータ) を追加	③ 実施機関内部における経緯説明資料

6	12 頁:11 行目 ～13 行目	市が令和 3 年 3 月に実施した敷地境界の騒音調査結果は朝夕の規制基準を満たしていた。エアコン用室外機は原則として8時から19時までの稼働であり、夜間の稼働が確認された場合は、稼働停止を徹底するよう要請している。	「原則」ではなく、「実態」の説明及び「要請」と「指導」の言葉の使い分けの意味を追加	
7	12 頁:3 当課 の判断	特定市への確認及び公害等調整委員会の裁定書から、県条例第 48 条第 1 項に規定する「周辺の生活環境がそこなわれる」と認める状況ではないものと判断できる。そのため、特定市の事務処理については、地方自治法第 252 条の 17 の 4 第 1 項に該当する事項はないと考える。	適正な判断に訂正（公害等調整委員会の裁定以外の別の判断根拠が必要）	
8	19 頁:12 月 20 日 (火) の (2) 5 行目～ 7 行目	なお、エアコン用室外機は原則として 8 時から 19 時頃までの稼働であり、夜間(22時から翌日の6時)の稼働が確認された場合は、稼働停止を徹底するよう要請している。	No6 に同じ	④実施機関内部における経緯説明資料の案文
9	19 頁:12 月 20 日 (火) の (3) 3 行目～ 4 行目	県条例の改善勧告の要件(規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境がそこなわれると認めるとき)に該当しないと考える。	結論を追加（県条例を判断基準とした実施機関の説明を追加）	